

# 話合いのチカラ

～ADRってなんだ?!～

ADRは、Alternative\* Dispute Resolution の略称です。

「『ADR』(裁判外紛争解決手続)ってなんだろう? 聞いたことはあってもイメージがわからない・・・」

日ごろ市民相談の現場に携わっておられる皆さまを対象に、ADRの活用法を知っていただくための講演会を開催いたします。

友人親族間・隣人間や職場内・取引先等、今後の関係もあり、**裁判をしたくないような場合に適した問題解決方法がADR(裁判外紛争解決手続)**であり、なかでも、**当事者直接の「話し合い」**で困りごとを解決する方法が「対話調停」です。

今回は、**日本ADR界の第一人者である稲葉一人先生**をお招きして、実演解説もまじえつつ、その内容をわかりやすくご講義いただきます。

相談員の皆さまの「グループ座談会」も設けますので、日ごろの相談業務の「困った」解決へのヒントを得ていただけるのではないかと思います。是非お気軽にご参加ください。

身近な問題に  
適した解決方法が  
“ADR”  
(裁判外紛争解決手続)



1部

## 話合いのチカラ

～対話的手法による調停実演を交えて～



講師 **稲葉 一人** 先生

中京大学法科大学院 教授  
久留米大学医学部 客員教授  
熊本大学大学院 客員教授

略歴：東京・大阪地裁判事、法務省検事などを歴任し現職。  
ADRを研究し、メディエーションの教育者・実践者として活動中。

2部

## グループ座談会

「もめごと相談 解決への選択肢」  
～井戸端会議のイメージで～

平成27年 **2月14日(土)**

午後1時30分～午後5時00分(受付は午後1時00分～)

会場

**大阪社会福祉指導センター 5階多目的ホール**  
大阪市中央区中寺1丁目1番54号

申込先

近畿司法書士会連合会 事務局  
電話：06-6941-1511 / FAX：06-6941-7767



参加費  
**無料**  
80名

主催○近畿司法書士会連合会

内容に関するご質問及び当日の連絡先○電話：0749-53-2812 (担当 山田)

本書裏面にご記入の上、FAX または郵送でお申込みください。

申込期間：～平成27年1月30日(金) 定員になり次第締め切りますのでご了承ください。